

結婚新生活を応援します！

香南市では結婚に伴う新生活を経済支援し、少子化対策・定住推進を図ります。



●補助金額

1世帯当たり

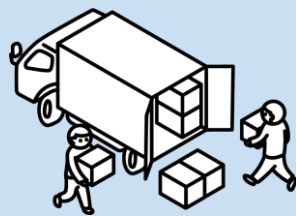
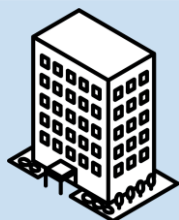
上限30万円

最大15万円
加算有

※加算要件・・・

親世帯と同居、もしくはお住いが夫婦いずれかの実家からおおむね5km以内または同一小学校区内にある場合

対象経費



- ①住宅取得に係る費用
- ②住宅賃貸に係る費用

- ③引越しに係る費用

要件

※すべてに該当すること

- ①婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日の間
または令和7年度に交付決定を受けた世帯のうち補助上限額に達していない世帯であること

- ②夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること

- ③申請日に香南市に住所を有すること

- ④前年度の夫婦の所得合計が500万円未満であること

▼所得の考え方

収入 - 給与所得控除 (または必要経費) = 所得

※給与収入 (支払金額欄) ではありません
参考として右の資料をご確認ください

- ⑤その他の要件を満たすこと
(裏面に詳細を記載しています)

源泉徴収票の場合

令和 年分 給与所得の源泉徴収票	
氏名	
生年月日	
性別	
職名	
勤務先	
給与支払額	
源泉徴収額	
給与所得控除後の金額	
所得金額	

確定申告書の場合

令和 04 年分の 確定申告書	
収入	500,000
給与所得控除	356,000
所得金額	144,000

- ・源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
- ・確定申告書の「所得金額の合計」

問い合わせ先

香南市役所 地域支援課

TEL : 0887-57-8503

Mail: chiiki@city.kochi-konan.lg.jp

※本事業は予算に限りがありますのでお早めにご相談ください
書類が揃った方から順番に受付を行います
審査の過程で別途書類を追加いただく場合がございます

【香南市結婚新生活支援事業費補助金】

対象となる世帯

※三世帯同居・近居加算は、上記の要件に加えて、親世帯と同居もしくは夫婦どちらかの実家から直線距離でおおむね5km以内または同一小学校区内に居住していること

□令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出・受理された夫婦または令和7年度に交付決定を受け、補助上限額に達していない世帯

□夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下の世帯

□申請日に香南市に住所を有する世帯

□世帯での前年度所得の合計が500万円未満の世帯

※貸与型奨学金を返済している場合は、その年の返済額を所得から控除可能です

□下記の項目全てに該当しない世帯であること

- ・他の公的制度による家賃補助を受けている。
- ・過去に結婚新生活支援事業費補助金(他の市町村で交付を受けたものも含む)による補助を受けたことがある。
- ・香南市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等である。

□夫婦いずれも市税および県税等の滞納が無いこと

□夫婦のいずれもが市が別に定める講座等を交付の決定を受ける年度に受講していること

所得要件の事前チェック方法について

確定申告書や源泉徴収票を参考に該当になるかを確認できます。

※申請の際には所得証明書が必要となります

会社員の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

個人事業主の場合は、確定申告書の「所得金額の合計」をご確認ください。

対象となる経費

新生活に係る令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

に要した下記の経費が対象となります。

(婚姻前の転居等の費用も対象)

□住居取得に係る住居費

(新築・購入)

□賃貸借に係る住居費

(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)

※勤務先から住居手当が支給されている場合は、

その金額を差し引いた額

□婚姻に伴う引越し経費

(引越し業者または運送業者に支払った費用)

対象外となる経費

・領収書の無いもの

・住居費の土地代

・リフォーム代

・増築費用、駐車場代、光熱水費、設備購入費

・レンタカー等を利用して自ら引越した場合の費用、
自家用車での引越しに要したガソリン代など

注意事項

□申請書類

申請書類については、香南市地域支援課までお問い合わせください。

なお、直近年の所得証明書については、給与から市・県民税が天引きされており5月中旬までに申請される方、または納付書等で市・県民税を支払っており6月中旬までに申請される方は令和7年度(令和6年分)の所得証明書が必要です。

※申請時期がそれ以降になる場合は令和8年度(令和7年分)の所得証明書が必要です

□予算枠を超えた場合はお断りさせていただきます。

□本年度の申請受付は令和9年2月26日(金)までですので、申請を予定されている方はお忘れのないようお願いします。

なお、婚姻日が2月26日以降の場合は翌年度の補助事業として対象となる場合もありますので、窓口へご相談ください。

その他ご不明な点がございましたら

香南市役所地域支援課 (TEL: 0887-57-8503) までお問い合わせください。